諮問庁：特許庁長官
諮問日：令和８年６月１５日（令和８年（行情）諮問第８０２号）
答申日：令和８年１１月１１日（令和８年度（行情）答申第７８８号）
事件名：特定講演における特定職員の発表資料等の不開示決定（不存在）に関する件

# 答　申　書

第１　審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）３条の規定に基づく開示請求に対し、令和４年８月３１日付け２０２２０７１１特許９により特許庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

２　審査請求の理由

原処分は、違法かつ不当である。まず、この講演に関し、ＨＰにおいて次の括弧書のように記載されている。

「（特定大学による特定講座の案内文であり、記載は省略する。）」

このなかで、「お問い合わせ先　特定大学特定学部　特定部署　特定講座係　特定電話番号　特定ＦＡＸ番号」とあるので、特許庁と特定大学特定学部　特定部署とのやりとりに関する文書が存在しているはずである。さらに講演に必要なスライドや配布資料等は作成されているはずである。もし、廃棄した場合は、当該資料の作成年月日、保存期間及び廃棄年月日を明確にしていただきたい。

よって、原処分を取り消すべきであるとの決定を求める。

第３　諮問庁の説明の要旨

１　事案の概要

（１）審査請求人は、令和４年７月６日付けで、法３条の規定に基づき、処分庁に対し、本件対象文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、処分庁は、同月１１日付けでこれを受け付けた。

（２）本件開示請求に対し、処分庁は、法１０条２項の規定に基づき開示決定等の期限の延長をした。その後、本件対象文書を特定し、法９条２項の規定に基づき、２０２２０７１１特許９をもって、下記２のとおり、

令和４年８月３１日付けで全部を不開示とする決定（原処分）を行った。

（３）原処分に対し、開示請求者である審査請求人は、令和４年１１月１４日付けで、諮問庁に対し、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）４条１号の規定に基づき、原処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行い、諮問庁は、同月１６日付けで本件審査請求を受け付けた。

（４）本件審査請求を受け、諮問庁において、原処分の適法性及び妥当性につき慎重に精査したところ、本件審査請求には理由がないと認められたため、諮問庁による裁決で本件審査請求を棄却することにつき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものである。

２　原処分における処分庁の決定及びその理由

本件対象文書は、開示請求時点において保有していないため、不開示とする原処分を行った。

当該講演に係る文書を作成又は取得していたとしても、その時期は、当該講演が実施された平成２３年１１月頃であると考えられる。

しかし、当該講演に係る文書については、当該講演のために短期的に使用することを前提として作成又は取得したものであり、廃棄されたものと推測される。

３　審査請求人の主張についての検討

審査請求人は、特許庁と特定大学のやりとりに関する文書及び講演に必要なスライドや配布資料は存在しているはずであり、原処分は違法かつ不当である旨主張している。また、本件対象文書を廃棄した場合は、作成年月日、保存期間及び廃棄年月日を明確にすることを求めている。

本件対象文書が作成又は取得された時期は、本件講演が行われた平成２３年度になると考えられる。当該時期に有効であった特許庁文書管理規則（平成２３年４月１日２０１１０３１７特許１。以下「規則」という。）１５条によれば、文書管理者は、規則の別表第１に基づき標準文書保存期間基準を定め、保存期間の設定においては、公文書等の管理に関する法律２条６項にいう歴史公文書等（歴史資料として重要な公文書その他の文書）に該当するとされた行政文書にあっては、１年以上の保存期間を定めるものとされている。

本件対象文書を仮に作成又は取得していたとしても、本件講演の準備のために短期的に使用することを前提とするものであり、歴史公文書等に該当する性質のものではない。また、当該文書は、規則の別表第１において保存期間が定められた類型の行政文書のいずれにも該当しないことから、担当部署の文書管理者の判断でその保存期間を１年未満に設定し、本件講演が終了した時点で不用となったため、廃棄したものと考えられる。

本件審査請求を受け、改めて担当部署の書庫、書架及び共有フォルダ内

の探索を改めて行ったものの、本件対象文書の外に（原文ママ）本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

4　結論

以上により、本件審査請求については何ら理由がなく、原処分の正当性を覆すものではない。

したがって、本件審査請求については、棄却することとしたい。

第４　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

①　令和８年６月１５日　　諮問の受理

②　同日　　諮問庁から理由説明書を収受

③　同年１１月４日　　審議

第５　審査会の判断の理由

1　本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めており、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2　本件対象文書の保有の有無について

当審査会事務局職員をして特定講座を確認させたところ、当該講座は、特定大学が社会人を対象に実施した公開講座であると認められる。

当審査会において諮問庁から提示を受けて規則を確認したところ、本件対象文書を取得していたとしても本件開示請求時点において保存期間満了により既に廃棄されているとする上記第３の３の諮問庁の説明は、特定講座の性質及び実施時期を踏まえれば、不自然、不合理とはいえず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、特許庁において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3　審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4　付言

本件は、審査請求から諮問までに約３年７か月が経過しており、「簡易迅速な手続」による処理とはいい難く、また、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に係る審査請求事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

5　本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、特許庁において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

（第２部会）

委員　武藤京子、委員　佐藤郁美、委員　寺田麻佑

別紙　本件対象文書

特定大学特定学部において「平成２３年度　特定講座」で、１１月１６日に当時の特許庁特定役職　特定職員が特定演題について述べるとともに、大学における知的財産の活用について述べているが、この際のスライド等の発表資料及び講演全文に関する文書。